

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

私は、平成3年3月に結婚のため退職した後、A市役所で国民年金の資格取得手続をし、同年4月に結婚するまでの1か月分の国民年金保険料を同年3月末にA市役所あるいは駅前の金融機関で納付した。

しかし、納付記録では平成3年3月分が未納となっており、納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月にA市役所で国民年金の資格取得手続をし、同年3月の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、住民票があったA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、昭和61年1月から平成元年3月までの国民年金保険料の納付は確認できるが、3年3月以降の加入及び納付記録は確認できず、同年5月*日に婚姻により住民票を異動したB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、氏名欄は旧姓での記載であり、A市の記録と同様、昭和61年1月から平成元年3月までの国民年金保険料の納付は確認できるが、3年3月以降の加入及び納付記録は確認できない。

また、平成6年5月4日に住民票を異動したC市D区の申立人に係る国民年金被保険者名簿（同年7月25日作成）では、i) 氏名欄は婚姻後の氏名の記載、ii) 厚生年金保険被保険者資格喪失日である3年3月25日を国民年金第1号被保険者の資格取得日とする記載、iii) 同年4月20日を国民年金第3号被保険者の種別変更日とする記載、iv) 第3号該当届が提出された時点で時効により納付とならなかった期間（第3号未納期間、3年4月から4年5月まで）が、その後の特例による届出により第3号期間（納付期間）とされたことを表

す「7.6.21 第3号被保険者特例届受理(3.4~4.5)」の記載があり、
v)3年3月の国民年金保険料については未納の記録であることが確認できる。
このことから、3年3月の厚生年金保険被保険者資格喪失以降、C市D区役所
において届出を行うまで、申立人の国民年金の加入記録及び納付記録は無いま
まであったと推認される。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付
していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保
険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの期間及び52年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年3月まで
② 昭和52年1月から同年12月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったからには国民年金保険料を納付することにしていて、納付しなければならないものを放置した記憶もない。

しかし、年金事務所の記録をみると、申立期間が未納となっている。

納付書が送付されれば必ず納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和55年2月に国民年金加入手続を行ったものと推認され、この加入手続により厚生年金保険被保険者資格を喪失した49年7月31日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられるが、加入手続を行った55年2月の時点では、申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、既に時効により納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は昭和53年1月から納付となっているが、これ以前の期間は申立人の加入手続日（55年2月）の時点では、制度上、遡って国民年金保険料を過年度納付できない期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、申立人の氏名を検索したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から53年3月まで

私は、昭和45年1月頃から、国民年金保険料をA市役所の窓口で納付するようになり、その後、B町（現在は、C市）に転居してからは同町役場の窓口で納付していた。

しかし、年金事務所の記録では申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間（昭和45年1月から53年3月まで）に自らA市役所及びB町役場において国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫の国民年金手帳記号番号と連番で61年4月に払い出されており、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認され、その時点で60年6月30日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンラインの検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の資格取得手続及び保険料納付についての記憶が明確でなく、申立人の国民年金の資格取得手続を行ったとする申立人の叔父は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月、私と夫が経営していた店にA市B区の男性職員が国民年金の加入勧奨に来たため、私と夫はその職員に申請書を渡して加入手続きをしてもらった。その後、同市同区から集金に来ていた女性に、私と夫の国民年金保険料を毎月納付したにもかかわらず、申立期間の記録が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付をしていたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、発行日欄の下側に「41. 9 - 1」のゴム印が確認できるところ、この記載についてA市は、「昭和41年度及び42年度は国民年金の未加入者に対し、加入勧奨を行った時期で、強制加入被保険者と思われる者に、職権により、仮の国民年金手帳記号番号を払い出し、その日付印を手帳に押していた。その後、訪問時に該当することが確認できた時点で加入手続きをしていた。」と回答しており、時期は異なるものの、A市の職員が加入勧奨に来訪したことを契機に国民年金に加入したとする申立人の主張する状況と一致するが、申立人が所持する「納付書・領収証書」（以下「領収証書」という。）により、申立人は、申立期間直後の40年4月から41年3月までの国民年金保険料を42年7月31日に、41年4月から42年3月までの保険料を同年11月21日に、それぞれ一括して過年度納付していることが確認できる上、オンライン記録により、42年度の保険料から現年度納付されていることが確認でき、いずれも42年度から納付が開始されていることから、申立人は、当該手帳に押印のある41年9月以降に国民年金の加入手続きを行ったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の領収証書について、「保険料は、昭和40年4月以降は毎月、集金に来ていた婦人会の方に納付していた。領収証書の発行を依頼したところ、領収証書をくれた。自分で郵便局に行って納付したのではない。」と述べているが、当該領収証書は、その記載内容から国庫金として社会保険事務所（当時）が取り扱う過年度保険料の領収証書であることが明らかな上、A市は、「現年度の国民年金保険料を納付した時の領収証書発行は、印紙検認から規則検認に移行した昭和45年度以降である。」と回答しており、申立人の供述内容と相違しているほか、当該領収証書のうち、42年7月31日付けの領収印が押されている領収証書から、当該領収日時点で、申立期間の保険料は時効が成立していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私が主人の分と一緒に納付していた。」と主張しているが、申立人の夫の申立期間に係る記録は、申立人と同様、未納となっている。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年6月まで

私は、申立期間当時、父親が営んでいた会社を手伝っており、両親が私の国民年金への加入手続きを行い、その後の国民年金保険料は家族の保険料と一緒に納付していたはずである。

しかし、申立期間について、両親及び妹の記録は納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録のみが未加入となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が国民年金に加入すれば、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人が申立期間当時居住していたA町（現在は、B市）を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出された国民年金手帳記号番号を対象に確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索によっても、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に加入していなかったものと推認され、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の両親のうち、父親は既に死亡している上、申立人の母親は、当時の詳しい納付状況については覚えていないとしていることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況等については明らかでない。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の両親が申立期

間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
私は、A社を昭和45年5月31日に退職し、同年6月1日にB社へ入社し、定年まで勤務した。
しかし、私の年金記録では昭和45年5月が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言より、A社を昭和45年5月に退職し、同年6月からB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険の記録により昭和45年5月30日が離職日と確認できる上、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により離職日の翌日の同年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる書類を所持していない上、A社は既に解散し、当時の事業主等の主だった関係者は死亡しているため当時の事情は確認できず、元同僚への照会でも申立人の厚生年金保険料の控除について明確な回答は得られないことから、申立人の昭和45年5月の厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、A社の昭和45年の退職者18人について資格喪失日を確認したところ、月の初日を資格喪失日とする者が1人いるものの月末を資格喪失日とする者が7人みられるところから、当該事業所は月末退職者の資格喪失日を当月末日として届け出る事務処理を行っていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 7 月 30 日まで勤務し、翌日は日曜日だったので厚生年金保険の資格喪失日は同年 8 月 1 日になると思う。

昭和 38 年頃に知人から、「サラリーマンが会社を退職する場合、月半ばで退職すると将来の年金受給額が減るので月末まで一杯勤務するように。」と教えられていたので、申立事業所及びその後に勤務した事業所を退職する際も月末まで勤務したので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、昭和 41 年 7 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立事業所は、「申立期間当時の書類は保存していない。当時の事業主であった父親も既に他界しており、当時の社会保険関係事務の状況が分かる者もない。」としており、当時の厚生年金保険に係る事務手続の状況を確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立事業所において、昭和 40 年 4 月から 41 年 9 月までの間に月末が離職日である者は 8 人確認できるところ、厚生年金保険の資格喪失日が翌月 1 日である者が 5 人、一方、資格喪失日が離職と同様に月末である者が 3 人（申立人を含む。）確認できることから、申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について統一的な取扱いが行われていたとは考え難い。

さらに、申立事業所は、給与の締め日は毎月末日で支払日は翌月 5 日であり、

厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったとしているところ、申立人は、「昭和41年7月分の給与から保険料が控除されていたか分からない。」としている上、申立人と同様に月末に離職し、同日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同僚は、「退職した月の給与から厚生年金保険料が控除されていたか覚えていない。」としていることから、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 25 日から同年 11 月 1 日まで

私は、以前に勤務していた会社を退職した二日後の昭和 38 年 9 月 25 日に A 社に就職したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険資格取得日は、同年 11 月 1 日になっている。納得がいかないのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立事業所の次に勤務した事業所から提供された申立人の人事記録によれば、申立人が申立事業所に勤務していた期間は、昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月までと記載されていることから、申立人が、38 年 9 月から申立事業所に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、申立事業所は、昭和 63 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の事業主は、「昔のことなので覚えていないし、資料も残っていない。」としている上、当該事業主が名前を挙げた当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人の資格取得日の前後 6 か月間に申立人を含め 173 人が申立事業所において厚生年金保険の資格を取得し、全員が 1 日が資格取得日であることが確認できることから、申立事業所は、毎月 1 日付で資格取得届を提出する取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、上述の 173 人のうち申立事業所における雇用保険の記録が確認できた 6 人及び申立人が名前を挙げた同僚 2 人は、全員が雇用保険の資格取得日より後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられ

る上、申立事業所の同僚5人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち1人は、申立事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いはしていなかったとしている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 7 月 6 日から 23 年 10 月 1 日まで
② 昭和 25 年 2 月 28 日から 26 年 2 月 26 日まで
③ 昭和 26 年 2 月 26 日から 27 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 7 月 6 日から A 社 B 事業所に、25 年 2 月 28 日からは同社 C 事業所に、26 年 2 月 26 日から 27 年 1 月末までは同社 D 事業所に、それぞれ臨時社員の現場技術者として勤務した。

しかし、申立期間①、②及び③については、厚生年金保険に未加入の記録とされており、当時、各事業所の人事課又は労務課が社会保険に係る業務を全て実施していたので現場の技術者には給与からの厚生年金保険料の控除については分からないが、記録が無いのは納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録により、申立人は、申立事業所に昭和 22 年 7 月 6 日から 52 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①の B 事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 23 年 10 月 1 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、昭和 21 年 10 月 1 日から 23 年 12 月 1 日の間に B 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、回答があった同僚 5 人が記憶する入社時期は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と 7 月から 32 月相違しているが、このうち 4 人が記憶する入社時の雇用形態は、2 人が臨時社員、別の 2 人が雇員とし、正社員ではなかったとしているところ、申立事業所の承継事業所から提出された職歴証明書(以下「職歴証明書」

という。)によれば、申立人は「臨時社員」と記載されていることを踏まえ、申立事業所は、臨時社員及び雇員は、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、A社C事業所に勤務し、当時の雇用形態について、臨時社員としていたところ、職歴証明書によれば、「人夫」と記載されている。

また、照会に回答のあった同僚一人は、「私は、昭和23年頃、A社に正社員として入社し、25年にC事業所に転勤となった。」としているところ、当該同僚が記憶する勤務期間は、オンライン記録にある厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる一方、申立期間②について、当該同僚以外の者からの回答が得られないため、申立人の主張する臨時社員又は人夫であったとする者に係る厚生年金保険の取扱状況について聴取することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、A社D事業所に勤務し、当時の雇用形態については、臨時社員としていたところ、職歴証明書によれば、「人夫」と記載されている。

また、照会に回答のあった同僚一人は、「私は、D事業所限りの常備雇員で正社員ではなかった。申立人も正社員ではなかったと思う。」としているところ、当該同僚が記憶するD事業所における勤務期間については、申立人と同様にオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことを踏まえると、当時、申立事業所は、人夫及び雇員については、厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがわれる。

- 4 申立期間①から③までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月1日から60年7月25日まで

私は、A社を退職後、社会保険事務所(当時)で第4種被保険者の加入手続を行い、B市C区D町にあったE社に勤務しながら、第4種被保険者の厚生年金保険料1万5,000円を社会保険事務所から送られてきた納付書によりF郵便局で納付していた。

年金事務所の記録では、申立期間について、第4種被保険者の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和60年改正前の厚生年金保険法第15条では、厚生年金保険第4種被保険者について、「厚生年金保険被保険者期間が10年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるのに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は都道府県知事に申し出て被保険者となることができる。」とされ、同法第17条により、当該受給権の発生と同日に第4種被保険者資格を喪失するとされている。また、同法第42条により、老齢年金の受給権発生に必要な要件(年数)は、女子については、「35歳に達した月以後の厚生年金保険被保険者期間が15年以上を満たしたとき。」とされている。

申立人は、オンライン記録により、35歳に達した月(昭和42年*月)から申立期間直前のA社を退職した昭和59年1月までの厚生年金保険被保険者期間は、193か月であることが確認できることから、申立期間当時、既に老齢年金を受けるのに必要な被保険者期間の15年(180か月)を満たしており、制度上、第4種被保険者の資格取得の手続を行うことはできない上、厚生年金保険第4種被保険者索引簿及び厚生年金保険第4種被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人はオンライン記録により、昭和 55 年 2 月から 56 年 8 月まで 18 か月の第 4 種被保険者としての記録が確認でき、当該期間に係る被保険者原票には、申立人の 35 歳以降の被保険者期間及び被保険者期間の受給権発生までの月数を示す「35 歳以降 146 ヶ月、180/34」、第 4 種被保険者資格喪失予定を示す「喪失予定年月日：57. 12. 1」と記載され、当該資格取得時点で制度上加入できる期間が 34 か月であることが社会保険事務所において確認されており、その後、申立人が 56 年 8 月 18 日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該事業所における厚生年金保険の加入期間が 29 か月となった時点でその前の第 4 種被保険者期間の 18 か月と合わせて 47 か月となることから当該事業所での加入期間の間に 35 歳に達した月以降の厚生年金保険の加入期間 15 年の期間を満たしたことが確認できる。

さらに、申立人の E 社での雇用保険の被保険者記録により、昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 7 月 25 日まで、当該事業所に在籍していたことが確認できるが、申立人は、申立期間における子供の学齢について、「第 2 子が高校 3 年生及び第 3 子が高校入学時期だった。」としているが、当該学齢は前述の申立期間前の第 4 種被保険者期間と一致しており、申立人の記憶の混同の可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第 4 種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第 4 種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 4 月まで
② 昭和 47 年 10 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から 57 年 2 月まで
④ 昭和 57 年 5 月から平成 8 年 1 月まで

私は、昭和 43 年 3 月に A 事業所に入社し、社名が B 事業所に変更となった同年 11 月の給料は 4 万 8,000 円であったのに、申立期間①の標準報酬月額が 4 万 2,000 円と低く記録されている。また、同社に勤務した申立期間②及び③については、毎年給料が上がっており、一度も減給されたことはないのに、標準報酬月額は途中下がっており、金額も低く記録されているので訂正してほしい。

さらに、C 事業所に入社した際の給料は、約 22 万円だったと記憶しているが、標準報酬月額は 14 万 2,000 円と低く記録されているほか、同社に勤務した申立期間④全般にわたって標準報酬月額が給与支給額より低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額(4 万 2,000 円)が、当時の給与支給額(4 万 8,000 円)よりも低いと申し立てている。

また、申立期間②及び③については、毎年給料は上がっており、一度も減給されたことはないにもかかわらず、標準報酬月額は途中下がっており、金額も低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額の記録は、全てオ

ンライン記録と一致しており、同原票が遡って訂正された形跡も見当たらない。

また、申立期間①、②及び③当時、申立事業所で社会保険事務を担当していた同僚は、「申立事業所は、当時、社会保険事務所(当時)による監査を数回受けており、当時から5月から7月までの残業手当も含めた平均報酬月額で標準報酬月額を算定しており、標準報酬月額を不正に届け出ることを行っていない。また、申立人は工場の生産調整に基づき勤務していたため、残業手当の変動により標準報酬月額は変動していた。」と供述している。

さらに、申立期間①、②及び③において申立事業所に在籍した同僚の標準報酬月額を見ると、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間①、②及び③に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について、申立事業所の当時の役員及び申立人が記憶している同僚等に照会したが、申立期間①、②及び③当時の保険料控除の状況についての具体的な供述は得られなかった。

- 2 申立人は、申立期間④について、C事業所に入社した際の給与支給額は、約22万円であったが、標準報酬月額は、14万2,000円と低く記録されているほか、同社に勤務していた期間全般にわたっての標準報酬月額が、給与支給額よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間④に係る標準報酬月額の記録は、全てオンライン記録と一致しており、同原票が遡って訂正された形跡も見当たらない。

また、申立事業所から提出された採用条件決定伺書及び賃金表により、申立人の申立事業所への入社時の基本給は、14万810円であることが確認でき、これは、オンライン記録による標準報酬月額14万2,000円と一致している上、申立事業所では、「昭和50年代当時、新入社員については、手当等は標準報酬月額算定の額に算入されずに、基本給のみで標準報酬月額を決定していたと思われる。」と供述している。

さらに、申立期間④において申立事業所に在籍した申立人と同一職種の同僚の標準報酬月額を見ると、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間④に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について、申立事業所の当時の役員及び申立人が記憶している同僚等に照会したが、申立期間④当時の保険料控除の状況についての具体的な供述は得られなかった。

- 3 このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。